

特秘第165号

大正十二年一月二十六日

大政府知事

井上孝哉



内務大臣 水野錬太郎 殿

社会局長 坂本清治 殿

警視總監 赤池 濃 殿

京都兵庫ノ府縣知事 殿

大阪地方裁判所 松本正 殿

大阪製糖場所ニ在ル職工勤務

ニ關スル件

(第ニ報)

今回会社ハ人工吹ツ機械故ニ変更シタルニ伴ヒ
親方請負制度(被ニハ親方ニ)ヲ日給制度トシ全
時ニ職工ヲ会社ニ直屬セシメタルニ依リ区長(被ニハ職工ニ)
ト稱ス(職工)十三名ハ收入及監督上ノ權限縮少セリト
テ該制度ノ変更ヲ内心彼ハサルノ風アルコトハ前